芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|-----------|
| (駐車場の利用に関する標識) | |
| 第3条の3 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定により駐車場に | |
| 設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。 | |
| <u>(1)</u> 使用料の額 | |
| <u>(2)</u> <u>業務時間</u> | |
| (3) 使用料の徴収方法 | |
| (4) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項 | |
| 2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなけれ | |
| ばならない。_ | |
| (管理の代行等) | (管理の代行等) |
| 第15条 (省略) | 第15条 (省略) |
| 0 (/////// | o (Abut) |

- (省略)
- 3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第 3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第 4号, 第3条の2第3項, 第3条の3第1項, 第4条, 第8条, 第9条, 第11条第7 号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及 び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中 「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あら かじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利 用料金」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理 者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要がある と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場
- (省略)
- 4号, 第3条の2第3項, 第4条, 第8条, 第9条, 第11条第7号及び第13条の規 定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中 「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要が あると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認 を得て」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理 者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要がある と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場 の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とす

| 改正案 | 現行 |
|-----------------------------------|---------------|
| の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とす | る。 |
| る。 | |
| (<u>補則</u>) | (<u>委任</u>) |
| 第16条 (省略) | 第16条 (省略) |